

吉川市プレミアム付商品券発行事業約款

(趣旨)

第1条 この約款は、コロナ禍において物価高騰の影響を受けた市民及び市内事業者を支援するため、市民の負担軽減を図るとともに消費喚起を促し、地域経済の活性化を目的とする市内店舗で使えるプレミアム付商品券(以下「商品券」という。)を発行する事業(以下「本事業」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、吉川市とする。

2 市は、本事業に係る事務の全部又は一部を株式会社JTB埼玉南支店に委託して実施するものとする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和4年7月8日から令和5年3月15日までとする。

(商品券の形式)

第4条 商品券の形式及び発行総額等は、次の下表のとおりとする。

発行総額	156,000,000円(プレミアム分を含む) (内訳)・紙券:130,000,000円 ・電子券:26,000,000円
発行冊数	24,000冊(口)分 (内訳)・紙券:20,000冊 ・電子券:4,000口
プレミアム率	30%
販売額	5,000円(1冊(口)当たり)
発行額 (1冊(口)当たり)	(1)紙券:6,500円(500円券×13枚綴り) ・共通券:2,500円 ・専用券:4,000円 (2)電子券:6,500円 ・共通券:6,500円
商品券の使用先	(1)共通券 全ての商品券を取り扱うことができる事業所等(以下「取扱

	<p>店舗」という。) で使用可能</p> <p>(2) 専用券</p> <p>売場面積1,000平米以上の大型店及び集合店舗を除く取扱店舗で使用可能</p>
--	---

(商品券の名称)

第5条 発行する商品券の名称は、「良いモノお得に!!よしッ買わなくっちゃ!吉川市プレミアム付商品券」とする。

(券面表示事項)

第6条 商品券に次に掲げる事項を記載する。

- (1) 発行主体
- (2) 利用可能な金額、期間、商品及び利用制限等
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 返品、返金、売買、譲渡ができないこと
- (5) 釣銭対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 約款の存在

(販売対象者)

第7条 商品券の販売対象者は、令和4年8月1日現在で吉川市内に住所を有する世帯主とする。

(購入限度数)

第8条 商品券の購入限度数は、1世帯当たり紙券5冊まで又は電子券5口までとする。

(購入方法等)

第9条 商品券の購入ができる者(以下、「購入予定者」という。)は、専用応募葉書よる申込みにあつては令和4年8月1日から同月24日にまでに、専用ホームページによる申込みにあつては令和4年8月1日から同月31日までに事前申込みを行った者とする。ただし、申込みが多数の場合は抽選により購入予定者を決定する。

- 2 市は、購入予定者に対して当選通知を発送する。
- 3 支払いは市が別に定める方法により行うものとし、支払い後の払い戻しは行わないものとする。
- 4 商品券の支払期限は令和4年9月20日までとする。

5 市は、前項に規定する支払期限までに商品券の支払いをした購入予定者（以下「購入者」という。）に対し、商品券の利用が可能となる日までに紙券にあっては購入者に送付し、電子券にあっては残高をチャージするものとする。

（予約販売の無効と残分の処理）

第10条 商品券購入の権利は、前条第4項に規定する支払期限までに商品券の販売額を支払わなかった場合は、消滅するものとする。

2 市は、商品券の購入状況により、商品券に残余が生じると認めるときは、追加販売をすることができる。

3 前項の追加販売の方法は、市が別に定める。

（販売周知）

第11条 市は商品券の発行に当たり、購入対象者の要件、申込方法等の事業の概要について広報その他の方法により周知を行うものとする。

（使用可能期間）

第12条 商品券の使用可能期間は、令和4年10月1日から令和5年1月31日までとし、当該期間を経過しても使用されなかった商品券は無効とする。

（利用範囲）

第13条 商品券は、取扱店舗が取り扱う物品の購入、サービスの利用等について利用できるものとする。

（利用制限）

第14条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、商品券の利用対象外とする。

- (1) 不動産又は金融商品
- (2) たばこ（電子たばこを含む。）
- (3) 商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
- (4) 現金への換金及び金融機関への預け入れ
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供されるサービス等
- (6) 士業への支払い
- (7) 保険診療又は処方箋を伴う薬剤
- (8) 出資や責務（公租公課、公共料金、振込手数料等）の支払い
- (9) その他市が適当でないと認めたもの

2 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。

(釣銭)

第15条 紙券の商品券の額面金額に満たない使用に対する釣銭は、支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第16条 購入した商品券の盗難、紛失等の責任は、購入者が負うものとする。

(不正利用の損害)

第17条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

(取扱店舗の登録資格)

第18条 取扱店舗の登録資格は、吉川市内の事業所等とする。

(取扱店舗の登録)

第19条 取扱店舗の登録を希望する事業所等は、専用ホームページまたはFAXにより登録申込書を提出し、市の承認を得るものとする。

2 市は承認した事業所等へ商品券取扱店舗登録証明書を発行する。

3 取扱店舗の登録に係る費用は無料とする。

(換金期間)

第20条 取扱店舗は、利用者から受け取った商品券を令和4年10月1日から令和5年2月18日までの間に額面合計金額に相当する金額の支払いを求めるものとする。ただし、換金期間を経過した商品券は無効とする。

(換金方法)

第21条 取扱店舗は、利用者から受け取った商品券を市が別に定める方法で指定する宛先へ送付するものとする。

2 市は、別に定める換金スケジュールに基づき換金代金を取扱店舗より指定された口座に入金するものとする。

3 取扱店舗からの商品券の回収及び換金に関する手数料は、無料とする。

(取扱店舗の責務)

第22条 取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券の受け取りの拒否をしてはならないこと。

- (2) 取扱店舗ポスター及びステッカー等を見やすい場所に提示すること。
- (3) 他の商品券や共通券と専用券の違いを含め見本券等により取り扱える商品券であることを確認すること。
- (4) 利用者から受け取った商品券には取扱店舗の印等を押印し、使用済商品券であることを明確にすること。
- (5) 他の取扱店舗の押印がある使用済み商品券や利用期間を過ぎた商品券は受け取りを拒否すること。
- (6) 見本券等を確認し、偽造等不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに市に報告すること。
- (7) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止すること。
- (8) 取扱店舗が購入した商品券の直接換金は禁止すること。
- (9) 市が本事業に係る調査等を行う場合には拒むことなく協力すること。
- (10) 市が別に定める募集要項、誓約事項を遵守すること。

2 前項に定める責務を怠ったことによる損害等の責任は取扱店舗が負うものとする。

(取扱店舗資格の喪失等)

第23条 市は、取扱店舗がこの約款に定める事項に違約する行為を行ったときは、換金の拒否、当該取扱店舗の登録取消し、損害金の申し受け等を行うことができる。

(利用済商品券の管理)

第24条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失の責任は、取扱店舗が負うものとする。

(届出事項の変更)

第25条 取扱店舗は登録事項に変更があったときは、速やかに市へ届け出るものとする。

(返還請求等)

第26条 商品券を購入した者が、次に掲げる行為を行った場合は、プレミアム相当額の返還請求を行い、市で決定した措置をとることができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。

- (3) 取扱店舗自らの商品仕入等に利用すること。
- (4) その他本事業の目的に反する行為をすること。

(受託者の責務)

第27条 株式会社JTB埼玉南支店は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上は換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管は特に厳重に行うこと。
- (4) 商品券の盗難、紛失等が発生したときは速やかに取扱店舗に当該商品券番号を通知し、不正利用の防止に努めること。
- (5) 必要に応じ本事業に係る利用実態等の調査を行うこと。
- (6) その他本事業に必要な管理運営を行うこと。

(その他)

第28条 この約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴う必要な事項は、市が株式会社JTB埼玉南支店と協議して別に定める。

附 則

この約款は、令和4年7月8日から施行する。